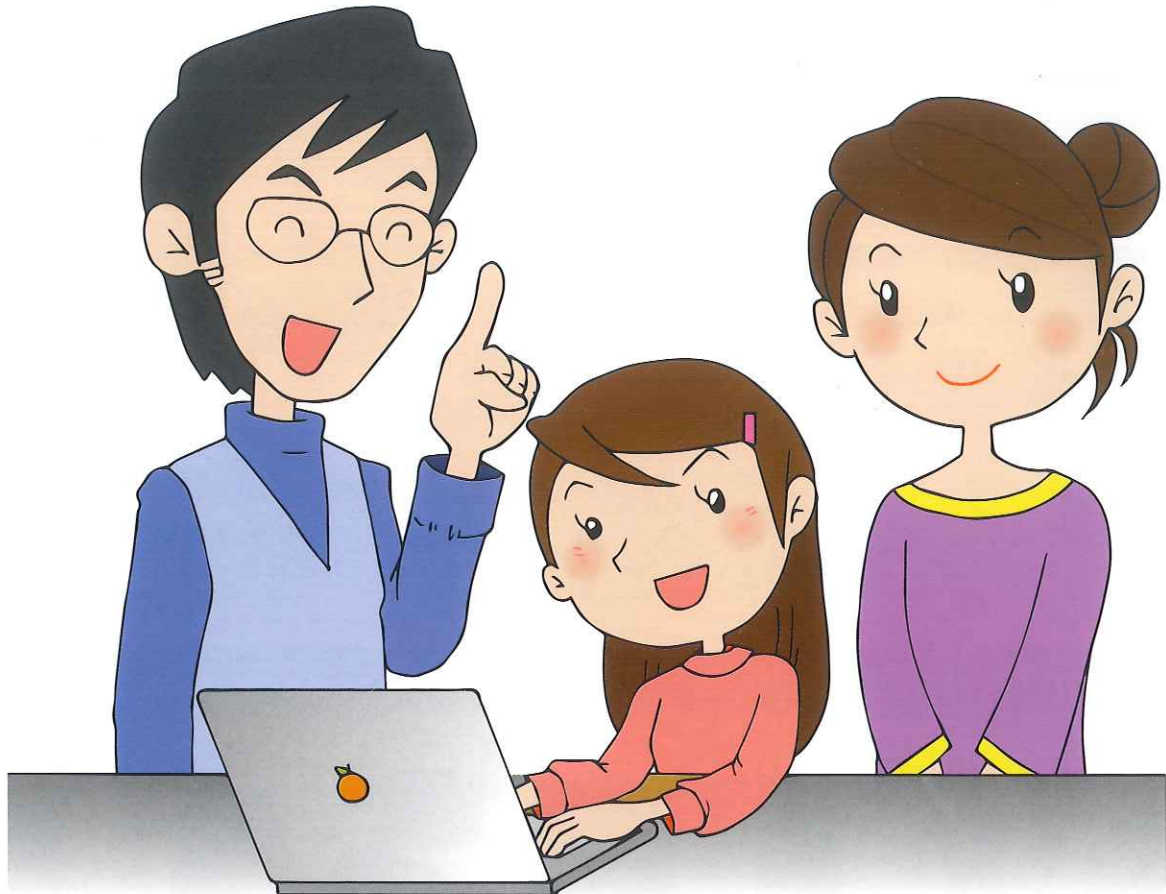


# 守ろう 私の人権 みんなの人権

～ 子どもたちが安心してネットを利用するために ～



ネット社会の中で、子どもたちに危険が迫っています。  
子どもたちを守るのは大人の努めです。

徳島県教育委員会では、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした人権教育の推進と充実に努めています。

この資料は、人権問題について学ぶとともに人権意識を高めるため、PTAの研修会をはじめ、多くの場で活用されることを願って作成しました。

# インターネットの利用状況とトラブルの事例

インターネットは便利ですが、使い方を間違えると大変なことになります!!

ネットいじめや誹謗中傷、個人情報の流出などの人権侵害に巻き込まれたり、違法行為につながってしまうことがあります。また、違法なサイトにアクセスする事例も少なくありません。

SNSやブログなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友達の写真日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。SNSの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

SNSは「ソーシャルネットワークサービス (Social Networking Service) プロフ: 自己紹介 (プロフィール) サイト

SNSに悪口を書き込んでしまう

SNSのケンカで学校に行けなくなる



小学6年生 (男子) のAくんは、多くの友達が登録されているSNSで日記を書いています。

ある時、Aくんは冗談つもりで、友達Bくんの悪口をSNS上の日記に書き込みました。Bくんには見られない設定にしていましたが、他の友達それをコピーして書き込みをしたことで、Bくんにもその悪口が伝わりました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書き込みました。それはSNS上の友達にあっていう間に広がりました。

それを知ったAくんは落ち込んで、学校に行けなくなりました。

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。子どもでも手軽に動画を投稿することができるため、いじめの動画を投稿したり、それがきっかけとなって、さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

データは消えずに残る!

いじめの様子を撮影した動画を投稿

さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生



中学2年生 (男子) のAくんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。

ある日、数人のうち1人が、いじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。

いじめの動画が動画サイトに投稿されると、それを見た他の生徒から、Aくんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。Aくんへのいじめはさらに深刻になり、Aくんは学校に行けなくなりました。

(総務省『インターネットトラブル事例集 (Vol.4)』より)

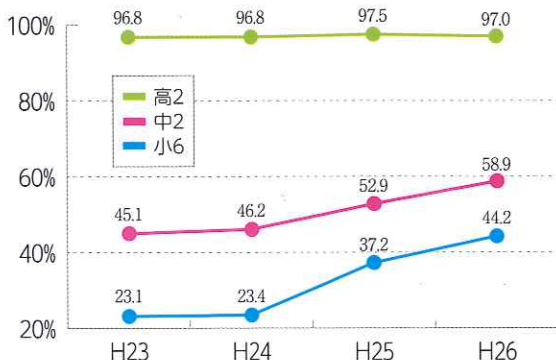
青少年の8割以上がゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーのいずれかを使用し、これらの機器でのインターネット利用は、4割前半を突破しています。 ※平成25年度通信利用動向調査:総務省



インターネットに接続できる機種もあります

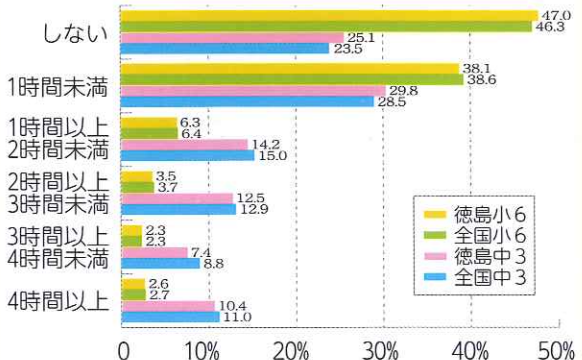
● 上記のようなモバイル端末の普及により、子どものインターネットの使い方が急激に変化しています。メール、ゲーム、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、チャットや掲示板 (特に書き込み)、交流サイト (特に知らない人)、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていませんか?

## 徳島県内児童生徒の携帯電話所持率



(平成26年7月実施 徳島県教育委員会による抽出調査より)

## 1日のインターネット利用時間 (平日)



(平成26年4月実施 全国学力・学習状況調査より)

# ネット社会・我が家のルールづくり

子どもと携帯電話やインターネットの利用にあたって、便利なことや危険なことについて話し合みましょう。

保護者として何ができるのか、具体的に考えてみましょう。

インターネットの利用にあたって「我が家のルール」を考えましょう。

①

②

③

④

⑤

# 安心してネットを利用するための安全チェックリスト

インターネットの利用において、ネットトラブルに遭遇する確率を確認するチェックシートです。該当する項目に☑を付けてみましょう。

- パソコンや携帯電話の向こう側にいる人を思いやることができますか？
- メールやブログ、コミュニティサイトでの発言では、どのようなことに注意すべきか知っていますか？
- フィルタリングやアクセス制限機能について知っていますか？
- 個人情報と盗まれると、どんなトラブルに遭遇するか知っていますか？
- ネット上での著作権や肖像権の侵害は、どんな場合に発生するか知っていますか？
- ウイルス対策ソフトを導入し、最新のウイルス情報をチェックしていますか？
- IDやパスワードは定期的に変更していますか？
- 定期的にウイルス対策ソフトや基本ソフトを最新版にアップデートしていますか？
- 知らない宛先から届いた電子メールは開封しないで削除していますか？
- 迷惑メール(架空請求など)を見分けることができますか？
- チェーンメールは自分のところで止められますか？
- ネットショッピングを利用する際は、サイトの信頼度を確認していますか？
- 海外サイトのネットショッピングには、国内に持ち込めない違法購入の物品があることを知っていますか？
- インターネットで嫌な思いをしたとき、信頼できる人や専門機関に相談していますか？

## あなたのネットトラブル遭遇度は



/14

14

>

あなたのネットトラブルに遭遇する確率は低いです。しかし、ネット社会では新しいトラブルが生まれています。危険性に注意しましょう。

13

>

あなたのネットトラブルに遭遇する確率は高いです。不用意に個人情報を公開しないなど、注意していきましょう。

10

>

あなたがネットトラブルに遭遇する確率は非常に高いです。インターネットの危険と予防策についてしっかり学び直しましょう。

0

# 安全・安心 ネット社会の7つの常識

## 1 インターネットは自己責任の世界です

ホームページや電子メールに書かれた情報がすべて正しいものであるとは限りません。安全なサイトを見分ける判断力, 出会い系サイトなどへアクセスしない自制力, 自分が行った言動に対して責任を負う責任力が必要です。

## 2 すべての情報発信は謙虚な姿勢で

インターネットの向こう側には, あなたと同じで感情を持った人がいる現実社会です。メールやブログ, コミュニティサイトなどの発言で, 相手を傷つける内容になっていないか, 思いやりと謙虚な姿勢で利用しましょう。

## 3 むやみに個人情報公開しない

ネットショッピングや会員制サイトの利用などで, 個人情報(名前や住所, 電話番号など)を問われることがあります, それによって生じるリスクについても常に考えておきましょう。特に, 掲示板やチャットなどで不用意に個人情報を公開しないようにしましょう。

## 4 危険なサイトに近づかない, 利用しない

インターネット上には出会い系やアダルトなどの有害情報サイトがたくさんあり, トラブルに巻き込まれる事件も数多く起こっています。特に18歳未満の子どもは出会い系サイトの利用が法律により禁止されています。危険なサイトには入らないようにしましょう。

## 5 著作権・肖像権などを侵害しない

他人が創作した文章や絵画, 音楽などを許可なくホームページに掲載することは著作権の侵害になります。また, 勝手に人物の写真を撮って, それをホームページに掲載することも肖像権の侵害になります。

## 6 コンピュータウイルスへの対策を講じる

ウイルス対策ソフトをインストールしておくことが大切です。また, 定期的に最新のものにアップデートを行ってください。なお, 感染時に備えて, ウイルス対策ソフトのサポートセンターなどの連絡先は控えておきましょう。

## 7 ID, パスワードはしっかり管理

インターネットや電子メールを利用するためのID, パスワードは, キャッシュカードの暗証番号と同じくらい大切なものです。厳重に管理しましょう。もし, 他人に知られるとあなたになりすまして電子メールを送られたり, 買い物をされたりするかも知れません。

# 子どもたちを守るために

## ◇フィルタリングソフト

インターネット上にある無数のホームページには、アダルトサイトや出会い系サイト、暴力的で残虐な画像を集めたサイトなど、子どもが閲覧するのにふさわしくないサイトが数多くあります。これらのサイトへのアクセス制限を行うのがフィルタリングソフトです。

## ◇携帯電話会社のアクセス制限機能

携帯電話によるインターネットにおいて、出会い系サイトやアダルトサイトなどの悪質なサイトへアクセスできなくする機能です。携帯電話各社が、それぞれ異なるサービスを提供しています。利用申し込みや機能解除は契約者が行い、未成年の場合は親権者の同意書などが必要となります。

## ◇プロバイダ責任制限法(2002年施行)

プロバイダや掲示板の管理人などの責任を軽減する法律です。従来、掲示板で誹謗中傷が行われ、被害者から削除要請があった場合、管理人がその書き込みを削除すると情報発信者に対する「債務不履行」「不法行為」となり、損害賠償を請求される恐れがありました。また、情報をそのまま掲示し続けた場合にも、被害者に対する「不法行為」となり、やはり損害賠償を請求される立場にありました。そこで、この法律で一定の要件を満たしていれば、情報発信者の個人情報を開示することができ、情報の削除も可能となりました。

## ◇出会い系サイト規制法(2003年施行)

出会い系サイトを利用したトラブルや犯罪が急増しているため施行されました。この法律では、出会い系サイトを利用して、児童(18歳未満)を性交等や異性交際の相手として誘うことを年齢性別を問わず禁止し、処罰の対象としています。児童が不正なサイトを利用するだけでも処罰の対象となり、保護者の責務として児童が出会い系サイトを利用しないように必要な措置を講ずることが明記されています。

## 困ったときの相談窓口

### ○人権侵害等に関する相談

徳島地方法務局 電話 088-622-4171

### ○インターネット上のトラブルの解決支援サイト

警視庁「インターネット安全・安心相談」 <http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

### ○子どものいじめ相談

徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室 電話 088-621-3138

徳島県警察少年サポートセンターいじめホットライン 電話 088-623-7324

### ○ネットショッピング・オークションのトラブル相談サイト

通販110番((社)日本通信販売協会) <http://www.jadma.org/>

## 徳島県教育委員会人権教育課

■ 電 話 088-621-3157 ■

■ ファクシミリ 088-621-2885 ■